

# 宮城県立精神医療センター

## 産業廃棄物収集運搬処理業務 仕様書

1 業務名 産業廃棄物収集運搬処理業務

2 業務の場所 名取市手倉田字山無番地  
地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立精神医療センター

3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

### 4 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等諸法令の規定に基づき、当該施設物が常に正常な状態において、その機能を保持するため、医療系廃棄物等について定期的に産業廃棄物の収集運搬処理（専用ビニール袋の搬入を含む）を行い、その環境の保護と施設の保全を図るものである。

### 5 監督

収集運搬処理業務を履行するにあたり、落札業者（以下、「受注者」という。）は宮城県立精神医療センター（以下、「発注者」という。）の指示監督のもとに、関係法令等を遵守し当センターの業務に支障をきたさないよう履行するものとする。

### 6 報告

収集運搬処理業務終了後は、その都度、マニフェスト伝票により発注者に報告するものとする。

### 7 収集処理期日等

- (1) 産業廃棄物の収集運搬処理については、月2回(第2・第4火曜日を目安)回収できる体制を確保すること。
- (2) 専用ビニール袋搬入については、発注者より依頼のあった都度補充できる体制を確保すること。
- (3) 収集運搬処理日・専用ビニール袋搬入日については、事前に発注者受注者協議し、発注者の指示による日時に行うものとする。
- (4) 収集運搬と専用ビニール袋等搬入を同じ車輦で行うことは、衛生上認めない。それぞれ専用の車輦により収集運搬・専用ビニール袋等搬入を行うこと。ただし、コンテナ内部が完全に仕切られている等、処理容器等の衛生が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 産業廃棄物の焼却灰の最終処分場は基本的に宮城県内とし、やむを得ず宮城県外で行なう場合は、発注者に事前に報告し、行うものとする。

### 8 収集処理の内容

- (1) 発注者は、産業廃棄物を感染性廃棄物、非感染性廃棄物に分けて排出するものとする。
- (2) 排出方法については、次のとおりとする。

#### イ 感染性廃棄物

##### 1)液状・泥状・鋭利な物等（以下「鋭利物等」という。）

鋭利物等の感染性廃棄物等は、本契約外で発注者が準備するミッペール 200, 60にそれぞれ廃棄処分し、集積所にて保管する。

受注者は集積所より廃棄物を収集運搬する。

##### 2)固形状の物

1)以外の固形状の感染性廃棄物等の取り扱いについては下記手順のとおりとする。

手順1) 二重にした感染性専用ビニール袋(45ℓ)に入れる

手順2) 受注者は集積所より廃棄物を収集運搬する

ロ 非感染性廃棄物

- 1)非感染性廃棄物については、非感染性専用ビニール袋(45ℓ)に廃棄処分し、集積所に保管する。  
受注者は集積所より廃棄物を収集運搬する。

9 収集運搬処理予定数量及び専用ビニール袋等の仕様について

産業廃棄物収集運搬処理数量の年間見込数量及び専用ビニール袋等の仕様については次のとおりである。  
なお、本案件公開時点での予定数量であり、増減を生じる場合があるが、過不足の保証は行わない。

イ 感染性廃棄物

1)鋭利物等

①荷 姿：ミッペール 20ℓ（容器は本契約外で発注者が準備する）

予定数量：130 個

②荷 姿：ミッペール 6ℓ（容器は本契約外で発注者が準備する）

予定数量：40 個

2)固形状の物

荷 姿：感染性専用ビニール袋(45ℓ・二重)とする。

袋は必ずバイオハザードマークが付いたものを準備すること。

収集・運搬・処理見込数量：450 袋

感染性専用ビニール袋見込数量：450 袋

ロ 非感染性廃棄物（廃プラ・ガラスくず等）

荷 姿：丈夫な非感染性専用ビニール袋(45ℓ)とする。

袋には「非感染性廃棄物」と記載されたものを準備することが望ましい。

「非感染性廃棄物」と記載された袋を準備できない場合は、感染性廃棄物用と明確に区別できる袋を準備すること。

収集・運搬・処理見込数量：90 袋

非感染性専用ビニール袋見込数量：90 袋

10 その他

受注者は、当該収集運搬処理に障害が発生した場合、発注者の要請により速やかに適切な処置をするものとする。

本業務の実施にあたり、仕様書に記載の無い事項に関しては発注者・受注者協議の上、決定するものとする。